

七尾市建設工事最低制限価格運用要領の一部改正について

平成31年4月1日
七尾市総務部監理課

1. 一部改正の趣旨

当市では、工事の品質確保、安全確保の徹底、下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化防止に加え、継続的経営（雇用の維持）に資するため、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（通称：公契連モデル）に準じて、最低制限価格を設定しております。

この度、平成31年3月28日付けで公契連モデルが一部改正されたことに伴い、七尾市の最低制限価格運用要領について、同様の改正を行うものです。

2. 最低制限価格運用要領の一部改正の概要

適用範囲の変更 70%～90% → 75%～92%

3. 主な改正内容（第4条）

項目	算定式	範囲
土木工事	<ul style="list-style-type: none">・直接工事費 × 97%・共通仮設費 × 90%・現場管理費 × 90%・一般管理費等 × 55% ※上記4項目の合算額に消費税及び地方消費税を加算する	予定価格の <u>75%～92%</u>
建築工事 設備工事	<ul style="list-style-type: none">・（直接工事費 × 90%） × 97%・共通仮設費 × 90%・（現場管理費 + 直接工事費 × 10%） × 90%・一般管理費等 × 55% ※上記4項目の合算額に消費税及び地方消費税を加算する	

4. 適用日

- 平成31年4月1日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用します。